

# 講義・演習概要 (シラバス)

## 第1部課程第122期 (平成26年4月8日～平成26年9月5日)

|                     |   |
|---------------------|---|
| 課 目 名               | 自治体訟務 (行政事件訴訟法・国家賠償法)   |
| 時 限 数               | 6 時限  |
| 担 当 講 師             | 弁護士 池田陽子<br><プロフィール><br>昭和53年 東京大学法学部卒業<br>昭和55年 判事補<br>平成元年 依願退官 弁護士登録 (横浜弁護士会)<br>平成10年～ 神奈川県顧問弁護士<br>平成18年～23年 入札等監視委員会委員 (横浜市)<br>平成21年～26年3月 横浜国立大学法科大学院客員教授<br>平成25年～ 情報公開・個人情報保護審査会委員 (内閣府)  |
| ね ら い               | 自治体関係訴訟の判例を分野別に概観するとともに、自治体が訴訟当事者となる裁判について、裁判手続の流れや応訴事務の概要を学び、自治体訟務についての基礎的な知識と理解を得ることを狙いとする。   |
| 講 義 概 要             | <p>1日目は、国家賠償法について、2日目は、行政事件訴訟法について、条文に基づいて、法的問題点を概説するとともに、訴訟類型ごとの重要な判例等を題材として、実務的な判決の読み方を学んでいきます。判決の結論が、事実認定や法令の解釈からどのように導かれているのか、法令についての判断が変更された理由は何なのか、自治体の敗訴は、避けることができなかったのか、敗訴が自治体の実務にどのような影響を与えているのかなど、具体的な観点から判決内容を検討していきます。3日目は、民事裁判手続の基本的な仕組み、応訴事務の概要、証拠調べの様子などを解説し、裁判を意識した公文書の取り扱い方など身近な問題についても取り上げます。3日間の講義を通じて、近年の行政をめぐる裁判の様相、重要判例の位置づけなどを理解し、自治体関係の法的紛争に適切に対処するための基礎にしていただければと考えています。</p> <p>■ 1日目 国家賠償法                      ■ 2日目 行政事件訴訟法<br/>         ■ 3日目 裁判手続と応訴事務の概要について</p> |
| 受講上の注意              | 講義では、グループ討論を行う時間を設けます。講義資料を前日までに配布しますので、目を通しておいてください。   |
| 使用教材                | 前日までに講義資料を配付予定  |
| 効果測定                | なし  |
| そ の 他<br>(他の課目との関連) | なし  |